

子育て世帯の生活を応援するために一時金を支給します！



令和2年度子育て世帯への 臨時特別給付金（町単独給付金を含む）

今回、支給を受けるにあたって、**申請は不要です。**

※希望しない場合は、5月29日までに申出書をご提出ください。

（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（特例給付を除く）を受給している方

（対象児童）

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童

※令和2年3月31日までに生まれた児童が対象です。

※同年3月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている児童も対象となります。



（給付額）

対象児童1人につき、**2万円**
（子育て給付金1万円＋町単独給付金1万円）

多可町では子育てを応援するため、さらに1万円を上乗せしています。

（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している口座に6月末から順次振り込みます。

※児童手当の指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されません。児童手当の振込口座変更手続き等が必要になりますので、多可町福祉課までお問い合わせください。

※公務員の方以外に対する案内です。

申請は不要です。

多可町では、6月末から順次支給予定です。

多可町

子育て
世帯

①給付金のご案内・希望しない場合等の申出書を送付します。

②希望しない場合等のみ、申出書を返送してください。

③児童手当登録口座へ振り込みます。

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されます。

4月1日以降に転入された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、多可町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでなるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせ

多可町福祉課

「子育て世帯への臨時特別給付金」担当

電話：0795（32）5120



「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する

“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” にご注意ください。

ご自宅や職場などに多可町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに最寄りの警察又は多可町福祉課にご連絡ください。